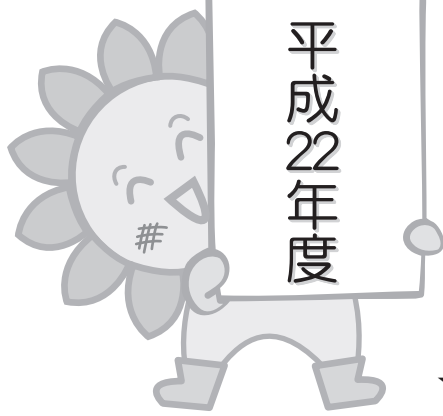




いろいろな給付と手当

申請もれはありませんか？

★これらの手当の申請は、いつでも受付をしています。

★この表を見てあてはまると思われる方は、早めにお問い合わせください。

問い合わせ先 町住民課 ☎(57)4141

(平成22年4月1日現在)

保存版

手 当 の 名 称	受 給 資 格 ・ 支 給 額	制 限
子 ども 手 当	15 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある児童 (中学校第 3 学年修了前の児童) を養育している方 ◇ 1 人につき 月額 13,000 円 (公務員は勤務先で受給)	所得制限なし
遺 児 手 当	両親が死亡、またはどちらかが死亡した義務教育終了前の児童を監護している父母、または養育者 ◇ 1 人につき 月額 3,000 円	所得制限あり ・ 町民税の所得割が課せられていないこと ・ 児童福祉施設に入所していることもは除く
児 童 扶 養 手 当	18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間 (重い障がいとは 20 歳未満) の児童を次の状態で監護している母、または養育者 ・ 父母が離婚、父が重い障がい、父の生死が不明、未婚の母等。 ◇ 全額支給は、月額 41,720 円 ◇ 一部支給は所得に応じて月額 41,710 円から 9,850 円まで ◇ 児童 2 人目は 5,000 円、3 人目から 1 人月額 3,000 円加算 ※平成 22 年 8 月 1 日より、父子家庭 (子と生計を同じくしている父) も支給対象になります。	所得制限あり ・ 公的年金給付 (老齢福祉年金を除く) または遺族補償を受けることができる場合は除く ・ 児童が施設に入所したり里親に預けられた場合は除く ・ その他にも必要要件あり
特 別 児 童 扶 養 手 当	障がいのある 20 歳未満の児童を監護している父、または母、父母がいないときはその児童を養育している方 ① 身体障害者手帳 1 ・ 2 級、3 (一部) 級、療育手帳 A 1 ・ A 2 及び同程度の障がい者 ② 身体障害者手帳 3 ・ 4 (一部) 級、療育手帳 B 1 及び同程度の障がい者 ◇ ① 級…月額 50,750 円 ◇ ② 級…月額 33,800 円	所得制限あり ・ 公的障害年金を受けることができるか、または児童福祉施設に入所している場合は除く
特 別 障 が い 者 手 当	20 歳以上の重度心身障がい者で絶対安静が必要な方、全面介護の必要な方 ◇ 月額 26,440 円	所得制限あり ・ 社会福祉施設に入所または 3 か月以上の入院がある場合は除く
障 が い 児 福 祉 手 当	精神、または身体に著しい重度障がいがあるため、日常生活で常時介護を必要とする程度の障がいのある 20 歳未満の方 ◇ 月額 14,380 円	所得制限あり ・ 社会福祉施設に入所または障がいを事由とする年金などを受給できる場合は除く
特 定 疾 患 患 者 介 護 手 当	栃木県特定疾患治療研究事業の対象者、または対象患者を介護している方 ◇ 月額 3,000 円	所得制限なし
在 宅 ね た き り 老 人 及 び 認 知 症 で あ る 老 人 介 護 手 当	65 歳以上の在宅ねたきり、認知症である老人と同居し (野木町に住所を有する方)、6 か月以上介護している方 ◇ 月額 3,000 円	所得制限なし ・ 社会福祉施設に入所または病院等に入院した場合は除く
ひ と り 親 家 庭 医 療 費 の 助 成	18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間の児童を監護しているひとり親家庭 ◇ 保険診療分の自己負担額から附加給付額等を差し引いた額 ◇ 医療機関ごとに 500 円自己負担がかかります。 ※この医療機関ごとの 500 円の自己負担については、当分の間町で負担します。	所得制限あり
重 度 心 身 障 が い 者 医 療 費 の 助 成	身体障害者手帳 1 ・ 2 級、療育手帳 A 1 ・ A 2 又は I Q 35 以下、身体障害者手帳 3 ・ 4 級で I Q 50 以下の方 65 歳～ 74 歳までの方、① 後期高齢者医療制度に加入している方は全額補助。 ② 後期高齢者医療制度以外の保険に加入している方は 1 割補助。 ◇ 保険診療分の自己負担額から附加給付額等を差し引いた額 ◇ 医療機関ごとに 500 円自己負担がかかります。ただし、市町村民税世帯非課税者は、自己負担はありません。 ※この医療機関ごとの 500 円の自己負担については、当分の間町で負担します。	所得制限なし
こ ども 医 療 費 の 助 成	15 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある児童の保護者の方 ◇ 保険診療分の自己負担額から附加給付額等を差し引いた額 ◇ 入院時の食事代は、領収書を添付の上申請書を提出して頂ければ助成になります。 ◇ 3 歳から中学校 3 年生までについて、医療機関ごとに 500 円自己負担がかかります。 ※この医療機関ごとの 500 円の自己負担については、当分の間町で負担します。	所得制限なし
妊 産 婦 医 療 費 の 助 成	妊産婦 (出生月の次の月まで) ◇ 保険診療分の自己負担額から附加給付額等を差し引いた額 ◇ 医療機関ごとに 500 円自己負担がかかります。 ※この医療機関ごとの 500 円の自己負担については、当分の間町で負担します。	所得制限なし